

訪問介護でできること

◎介護保険・障害福祉サービス供に

身体介護

食事や入浴、排せつなど、利用者の身体に直接触れる介助サービス



食事の介助



入浴の介助・清拭



排せつの介助



通院・外出介助



着替えの介助

生活支援

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・
本人のための調理など、日常生活の援助



調理



洗濯



買物代行



掃除



薬の受け取り

同行援護・移動支援でできること

同行援護 視覚障がい者（児）

- 外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含みます。）
- 外出時における移動や外出先において必要な移動の援護
- 外出時における排せつ介助
- 食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助



余暇支援



視覚情報の提供
（代筆・代読）

移動支援 障がい者（児）

- 外出の支援が必要と認められる障がい者（児）に対し生活上必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援



公園にお散歩



冠婚・葬祭

訪問介護でできないこと

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

上記は対象になりません。

利用者本人以外の洗濯・調理・買物

主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除



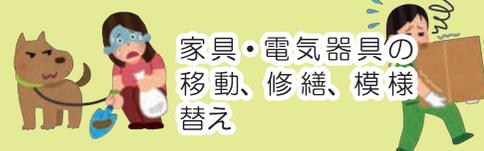
自家用車の洗車・清掃

草むしり、花木の水やり



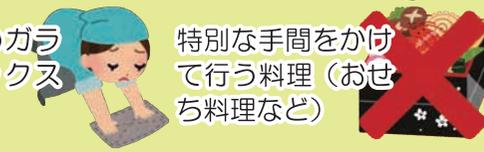
ペットの世話

家具・電気器具の移動、修繕、模様替え



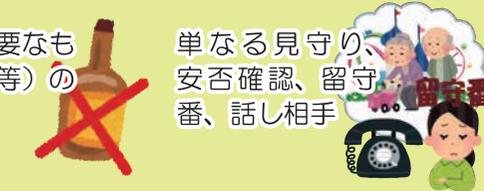
大掃除、窓のガラス磨き、ワックスがけ

特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）



日常生活に必要なもの以外（酒類等）の買い物

単なる見守り、安否確認、留守番、話し相手



利用者本人がいない時のサービス

利用者本人がいないときに、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。

医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為も、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められています。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談して下さい。